

平成 26 年 11 月
東京国道事務所

東京国道事務所公式ツイッター運用ポリシー

1. 目的

本ポリシーは、東京国道事務所が取得した公式ツイッターアカウントの運用に関する事項を定めることを目的とする。

2. 基本ポリシー

公式ツイッターアカウントの運用は、東京国道事務所が管理する国道の防災情報について、携帯端末でも即時情報を入手することにより、道路利用者の利便性を高めることをポリシーとする。

3. 用語の定義

この運用ポリシーにおいて、用語の定義は次のとおりとする。

- (1) ツイッター：インターネットを利用して140字以内の短い文章を不特定多数に公開できる手段をいう。
- (2) 公式ツイッター：東京国道事務所が設置・運営するユーザー名から発信するツイッターをいう。
- (3) アカウント：ツイッターを運用するために取得した権利及びユーザー名をいう。
- (4) ツイート：ツイッターに投稿する文章のことをいう。
- (5) 公式ツイート：公式ツイッターから投稿するツイートをいう。
- (6) フォロワー：他のユーザーのツイートを自動受信するように設定することをいう。（常に自分が受信できるようアカウントを登録すること。）
- (7) リプライ：ツイッターを使っているユーザーからのツイートに返信することという。
- (8) リツイート：ツイッターを使っているユーザーが投稿した文章を引用して発信することをいう。

4. 運用方法

公式ツイッターの運営主体は東京国道事務所とし、アカウントの管理等は計画課とし、以下のとおり運用することとする。

(1) 発信する情報

- ①東京23区内の国道1号，国道4号，国道6号，国道14号，国道15号，国道17号，17号BP，国道20号，国道246号，国道254号，国道357号の防災情報

- ② 震災時における管理施設の被災状況や利用状況
- (2) 発信にあたっての留意点
 - ① 誤解を与えない、わかりやすく簡素な情報発信とする。
 - ② 信頼性が担保できない情報は発信しない。
- (3) 他アカウントのフォロー等
 - ① 公式アカウントでは情報発信のみ行うものとし、他アカウントのリプライやリツイートは原則として行わないものとする。
 - ② ただし、公式アカウントが確認できる公共機関又はこれに準ずる機関へのフォローやリツイートは、行なうことがある。
- (4) なりすまし防止
 - ① なりすましによる誤情報等の流布を防止するため、公式ツイッターのプロフィールに公式ホームページのリンクを掲載し、運用ポリシーを参照できるようにする。また、ツイッターのユーザ名を事務所ホームページ上に明示する。
 - ② また、なりすましを発見した場合は、公式ホームページにおいて情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。
- (5) 利用の促進

利用者が東京国道事務所の公式アカウントであることを容易に認識し、取得したアカウントの信頼性向上のため、「公共機関アカウント」に登録する。
- (6) ツイートに記載するリンク先

ツイートに記載するリンク先は、他機関の所管する防災情報等を引用する場合を除き、原則として東京国道事務所ホームページのみとする。
- (7) 不適切な情報発信等の監視

事務所でツイッターの発信内容を確認し不適切な情報発信があった場合又は、第三者から不適切な発信である旨連絡があった場合は、速やかに訂正又は削除をアカウント管理者に連絡するとともに、アカウント管理者は当該ツイッターの削除及び訂正を行うものとする。
- (8) その他

ツイッターの利用について、何らかの理由で不都合が発生した場合は、予告なしに管理者が利用を中止し、プロフィールや名前、お知らせ内容の変更や削除、アカウントそのものを削除するものとする。

5. 運用ポリシーの周知・変更等

本ポリシーの内容は公式ホームページに掲載し、周知する。また、本ポリシーは必要に応じて変更するものとし、その場合は変更した旨を公式ツイッターアカウントにより発信し、周知する。